適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第65条の8第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割・適格現物出資
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		年　　月　　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類	
	構造又は用途	
	規模(土地の場合は面積)	
	所在地	
	譲渡年月日	年　　月　　日
取得する見込みである資産	種類及び構造	
	規模(土地の場合は面積)	
	所在地	
	取得予定日	年　　月　　日
適用に係る表の各号の区分		号
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

(規格A4)

05.06 改正

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第５項の規定により届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の８第４項第２号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。

(2)「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の８第４項第２号に規定する適格分割等の日を記載してください。

(3)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の８第４項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する特別勘定の金額（以下「特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。

(4)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の８第４項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号に規定する期中特別勘定の金額（以下「期中特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。

(5)「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあってはその面積 ）、所在地及び譲渡年月日を記載してください。

なお、資産が船舶である場合は、「所在地」欄の記載は要しません。

(6)「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、規模（土地等にあっては、その面積）、所在地及び取得予定年月日を記載してください。

なお、資産が船舶である場合は、「所在地」欄の記載は要しません。

(7)「適用に係る表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産の適用に係る措置法第 65 条の７第１項の表の各号の区分を記載してください。

(8)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(9)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。